救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案要綱

#### 一 目的

この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とすること。

(第一条関係)

# 二定義

この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次のいずれにも該当するヘリコプターをいうこと。

救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。

救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することのできる場所に配備されていること。 (第二条関係)

- 三 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標等
  - 1 救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策は、医師が救急医療用へリコプターに 搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用へリコプターに装備した機器又は搭載 した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用へリコプターの機内において必要な 治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送することのできる態勢を、地域の 実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標とするものとすること。
  - 2 1の施策は、地域の実情に応じ次に掲げる事項に留意して行われるものとすること。

傷病者の医療機関その他の場所への搬送に関し、必要に応じて消防機関、海上保安庁その他の関係機関との連携及び協力が適切に図られること。

へき地における救急医療の確保に寄与すること。

都道府県の区域を超えた連携及び協力の体制が整備されること。

(第三条関係)

### 四 医療法の基本方針に定める事項

厚生労働大臣は、医療法第三十条の三第一項に規定する基本方針(五の1において「基本方針」とい

う。)に、救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとすること。 (第四条関係)

## 五 医療計画に定める事項

1 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとすること。

都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する 事項

救急医療用へリコプターを用いた救急医療を提供する病院(以下単に「病院」という。)に関する 事項

六の関係者の連携に関する事項

2 都道府県は、1の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する

都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を 行うものとすること。 (第五条関係)

## 六 関係者の連携に関する措置

都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院の医師、 消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準 の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとすること。

当該救急医療用へリコプターの出動のための病院に対する傷病者の状態等の連絡に関する基準 当該救急医療用へリコプターの出動に係る消防機関等と病院との連絡体制に関する基準

(第六条関係)

## 七 救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保

国、都道府県、市町村、道路管理者(道路管理者に代わってその権限を行う者を含む。)その他の者は、救急医療用へリコプターの着陸の場所の確保に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとすること。 (第七条関係)

#### 八補助

- 1 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の 一部を補助することができるものとすること。
- 2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県が1により補助する費用の一部を補助することができるものとすること。 (第八条関係)

#### 九 助成金交付事業を行う法人の登録

- 1 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であって厚生労働省令で定めるもの(以下「助成金交付事業」という。)を行う営利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができるものとすること。
- 2 次のいずれかに該当する法人は、1の登録を受けることができないものとすること。
  - 6により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人
  - 6による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

3 厚生労働大臣は、1の登録の申請をした法人が次のいずれにも適合しているときは、その登録をしな ければならないものとすること。

助成金交付事業に関する基金であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものであること。

助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行うに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

- 4 厚生労働大臣は、助成金交付事業の適正な実施を確保するために必要な限度において、1の登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができるものとすること。
- 5 厚生労働大臣は、1の登録を受けた法人に対し、助成金交付事業が円滑に実施されるように必要な指導及び助言を行うよう努めるものとすること。
- 6 厚生労働大臣は、1の登録を受けた法人が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこと

ができるものとすること。

不正の手段により1の登録を受けたとき。

- 3に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- 4による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
- 7 厚生労働大臣は、1の登録をしたとき及び6により1の登録を取り消したときは、その旨を官報に公 示しなければならないものとすること。
- 8 1から7までのほか、1の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めるものとすること。

(第九条から第十四条まで関係)

- 十 施行期日及び健康保険等の適用に係る検討
  - 1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、九は、公布の日から起算して一年を超えない範囲 内において政令で定める日から施行すること。 (附則第一項関係)
  - 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、救急医療用へリコプターを用いた救急医療の提供の効

果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用へリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法、労働者災害補償保険法その他の医療に関する給付について定める法令の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。 (附則第二項関係)